



福岡県医発第902号(地)  
平成18年 7月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 横倉 義 武



### 療養病床等に関する医療法上の施設基準について

「健康保険法等の一部を改正する法律」の成立により、介護療養型医療施設の廃止が決まったことを受けて医療法施行規則が改正され、療養病床等に関する施設基準が改められ、日本医師会より関係通知が別紙のとおり届きましたので会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

医療法施行規則本則においては、看護師・准看護師及び看護補助者の療養病床の配置標準が、①病院ではそれぞれ4：1（現行はいずれも6：1）、②診療所では看護師・准看護師及び看護補助者あわせて2：1（うち一人は看護師・准看護師。現行は3：1）と改正されます。ただし、平成24年3月31日までの期間は現行どおりとする経過措置が付されております。

また、今回創設される療養病床及び精神病床（介護保険法施行令第4条第2項）の経過的類型においては介護老人保健施設等への転換病床について、構造設備及び人員配置の基準が規定されております。

なお、留意点として、療養病床等の転換の際の届出事項及び転換病床において看護師・准看護師を看護補助者として算定しても差し支えないとする取扱いが示されております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





日医発第 399 号 (地 I 54)

平成 18 年 7 月 11 日

都道府県医師会長 殿

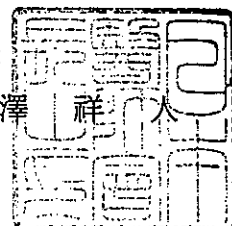
日本医師会長

唐

澤

祥

人



療養病床等に関する医療法上の施設基準について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、医療法施行規則が改正され、療養病床等に関する施設基準が改められるとともに、厚生労働省医政局長より各都道府県知事に対して関係通知が発出されました。

本件は、先日成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」によって介護療養型医療施設の廃止が決まったことを受けたものです。

まず、医療法施行規則本則においては、看護師・准看護師及び看護補助者の療養病床の配置標準を、①病院ではそれぞれ 4 : 1 とし（現行はいずれも 6 : 1）、②診療所では看護師・准看護師及び看護補助者あわせて 2 : 1（うち一人は看護師・准看護師。現行は 3 : 1）としております。ただし、この改正には、平成 24 年 3 月 31 日までの期間は現行どおりとする経過措置が付されております。

次に、今回創設される療養病床及び精神病床（介護保険法施行令第 4 条第 2 項）の経過的類型においては、介護老人保健施設等への転換病床について、構造設備及び人員配置の基準を規定しております。

また、留意点として、療養病床等の転換の際の届出事項、及び転換病床において看護師・准看護師を看護補助者として算定しても差し支えないとする取扱いが示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につきご高配の程よろしくお願い申し上げます。

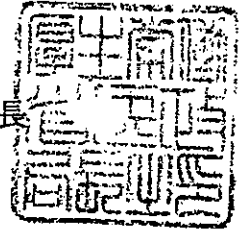


医政発第06030016号

平成18年6月30日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行規則の一部を改正する省令について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

医政発第0630015号

平成18年6月30日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長

### 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成18年6月21日に公布されたところです。同法律においては、介護保険法の一部改正を行い、患者の状態に応じた施設の役割分担を推進する観点から、介護療養病床の廃止を行うこととしました。これを受け、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第133号。以下「改正省令」という。別添参照。）により、下記の通り、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）の一部を改正することとしました。

改正省令については、平成18年6月30日に公布され、同年7月1日から施行されることとなりましたので、貴職におかれましては、制度の趣旨をご了解いただくとともに、管下の医療機関に周知をお願いいたします。

### 記

#### 1. 改正の概要

##### （1）人員配置標準の引上げ

療養病床の再編成に伴い、療養病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者に係る人員配置標準について引上げを行う。

- ① 療養病床における入院患者数に応じた看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置について、看護師及び准看護師配置4：1以上、看護補助者配置4：1以上とすること。（新省令第19条、第21条の2関係）

- ② 療養病床を有する診療所に、入院患者数に応じて置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数の標準については、看護師、准看護師及び看護補助者あわせて2:1とすること。(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第23条関係)

## (2) 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設

病院又は診療所の管理者が、平成24年3月31日までに、当該病院又は診療所の精神病床又は療養病床の転換(精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)するとして都道府県知事に届け出た精神病床又は療養病床に関し、経過的に、下記の措置を講ずることとすること。

- ① 転換の対象となる精神病床又は療養病床(以下「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下の幅を、内法による測定で1.2メートル、両側に居室のある場合を1.6メートルとすること。(新省令附則第51条関係)
- ② 転換病床については、入院患者数に応じた医師配置の標準数を現行の療養病床に係る48:1から96:1へと緩和することとすること。なお、転換病床のみを有する病院については、医師配置の最低数を2とすること。(新省令附則第52条第1項、第3項関係)
- ③ へき地等の地域に所在する病院として医療法施行規則第50条の許可を受けた病院であって、転換病床の届出を行った病院に係る医師配置の標準数は、②の数に0.9を乗じた数(ただし最低数は3(又は2))とすること。(新省令附則第52条第2項、第4項関係)
- ④ 転換病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置を緩和し、看護師及び准看護師の配置を9:1、看護補助者の配置を9:2とすること。(新省令附則第52条第5項、第6項関係)

## (3) 経過措置

(1) について、平成23年度末(平成24年3月31日)までの期間については、経過措置として、現行の看護師、准看護師及び看護補助者の配置を認めることとすること。(改正省令附則第1条、第2条関係)

## 2. 施行に当たっての留意点

(1) 転換の届出について

病院又は診療所の管理者が、平成24年3月31日までに転換を行うとして都道府県知事に届け出る際には、転換の対象となる病床数を明記した上で、転換先として予定している施設、転換を予定する年月日等について届出を行うものとする。

(2) 転換病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置の取扱いについて

改正省令の施行により、転換病床については、入院患者に対する看護師及び准看護師の配置標準が9：1、看護補助者の配置標準が9：2とされることとなるが、看護師及び准看護師について、転換病床を含めて病院全体としての員数の標準を上回って配置している場合には、標準を超えた分の員数については、看護補助者の員数として算入して差し支えないこととする。

## ○厚生労働省令第百三十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百  
一条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改  
正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十  
号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「に係る病室の入院患  
者の数を六をもつて除した数と」を削り、同項第  
五号中「六」を「四」に改める。

第二十一条の二第二号及び第三号中「六」を「四」  
に改める。

第四十九条中「並びに」を「第五十二条第一  
項及び」に改める。

附則に次の二条を加える。

第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成  
十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定す  
る病床に係るものに限る。以下この条及び次条  
において同じ。）又は療養病床を有する病院の開  
設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の開  
換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少  
させるとともに、当該病院の施設を介護老人保  
健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十

十八年法律第百三十三号) 第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)をいうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・ハメートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行つたとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（以下この項において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

- 一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数
- 二 転換病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数
- 三 精神病床及び療養病床に係る病室以外の病

室の入院患者（齒科、矯正齒科、小兒齒科及び齒科口腔外科の入院患者を除く。）の数

四 外来患者（齒科、矯正齒科、小兒齒科及び

齒科口腔外科の外來患者を除く。)の数を二・五(耳鼻いんこう科又は眼科については、五)をもつて除した数

の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」は「第五十一号」に改むべきこととす。

「一」とあるのは「第五十二條第一項」とする。転換病床のみを有する病院に係る第二項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「第二号及び第四号」と、「五十二」までは

三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特

4 第五十條第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける病院について準用する。この場合において、第五十條第四項中「前条」とあるのは「前条及び第五十二條第三項」と、「第四十九條」とあるのは「第五十二條第三項」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第三項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないと

きは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産

科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、齒科、矯正齒科、小兒齒科又は齒科口腔外科においてはそのうちの適當数を齒科衛生士とすることができるとある。

- 一 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数
- 二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数

三 精神病床（転換病床を除く）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数

四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院

患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数

成二十四年三月三十一日までの間に限る。は、第十九条第一項第五号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者に三割増しの料金を徴せしめようとする間、

者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数（その数が一に満たないときは二と

し、その数に二に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。とする。

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。  
（経過措置）

第二条 療養病床を有する病院又は診療所に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数の標準については、この省令の施行の日から

項第四号及び第五号並びに第二十一条の第二号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

める。

(医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 療養病床を有する診療所に置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数の標準について、この省令の施行の日から平成二十四

三月三十一日までの間は、前条の規定による改正後の医療法施行規則等の一部を改正する省令（附則第二十三条第二号の規定にかかわらず、は